

2005年7月12日

#### 倫理委員会からの回答

貴重なご意見、大変ありがとうございました。委員会で慎重に検討させていただきました。その結果を以下に順番に回答させていただきます。

#### 頂いたご意見

- ・ 憲章の全体として、学会の設立趣旨の項目と倫理規定としての項目が並存しているように見うけられる。憲章3、8などは、倫理面よりも設立趣旨に近い。憲章を咀嚼しようとするとき、若干の違和感がある。方向性を揃えると飲み込みやすい。

#### 倫理委員会からの回答

3条や8条が倫理面の規定というより設立趣旨に近いとのご指摘を頂きましたが、倫理委員会としては別の解釈を致しました。能力の向上なくして安全確保もありえない、また誇りなくして倫理的行動もありえないと考えております。なお、憲章の条文は基本的根源的なものから順に並べております。

#### 頂いたご意見

- ・ 全体として、“・・・をしてはならない。”、“・・・をしなければならない。”と規定しづらいことは判るが、理解の面で一考の余地があると思われる。

#### 倫理委員会からの回答

倫理規程とはそのまま教条主義的に従うものではなく、自分の言葉に置き換えて使うものだと考えております。このため、“・・・をしてはならない。”、“・・・をしなければならない。”といった法令のような文はあえて避け、“・・・する。”のような自ら宣言する形をとっております。これが分かりにくさを招いているのかもしれませんが、自分なりに解釈して使うことをお願いしたいと存じます。倫理的であるために楽をする方法はないというのが私たちの基本的考えです。

#### 頂いたご意見

- ・ 専門的であると、社会との調和が取りにくくなる。憲章を実のあるものとするために、この点をカバーする仕組み（ネットワーク）が、望まれる。憲章にもその趣旨を盛り込む必要がある。

#### 倫理委員会からの回答

学会の倫理規程ですので、専門家としての心得を規定しています。社会との調和を意識し、例えば5-5に「相手の立場に立つ姿勢で分かりやすく説明する」と「相手の立場に立

つ姿勢で」を追記するなど、専門家が陥りやすい過ちの避け方を丁寧に示すようにしました。ご指摘の「ネットワーク」とはこの倫理規程の利用方法を含むものと理解しますが、倫理委員会としてはそのような努力もしていきたいと存じます。